

会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会定款第47条第2項の規定に基づき、この法人の入会及び退会並びに会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 この法人の主旨に賛同し、その活動と事業の推進に参加し、事業を援助する個人、団体をもって会員とする。

(会員の種類)

第3条

①正会員

この法人の目的及び主旨に賛同し、活動と事業の推進に参加し、規定の会費を納める個人のうち女性である者。

②賛助会員

この法人の主旨に賛同し、規定の賛助会費を納める個人及び団体。

(入会手続き)

第4条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長宛に提出しなければならない。

(会費)

第5条 会員は毎年、年会費を納入しなければならない。

2 年会費は、会員種別に応じて下記の通りとする。

①正会員 7,000円

②賛助会員 一口 3,000円

(会員の特典)

第6条 会員は次の特典を享受することができる。

①正会員はこの法人の定期刊行物を無料で配布を受けることができる。

②正会員並びに賛助会員は、この法人が主催する研修会、セミナー等に割り引き料金で参加できる。

(会費の用途)

第7条 第5条の会費は公益目的事業に使用する。ただし、50%以下を法人会計に使用することができる。

(除名)

第8条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

①違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき。

②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第6号に該当するに至った時。

③正当な理由なく会費を一年以上滞納したとき。

2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第9条 会員はいつでも退会通知をこの法人に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改正)

第10条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、公益法人の設立の移行の登記の日から施行する。